次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

名称	住所	指定の区分	業務区域	認定等の業務を行う事務所の所在地	認定等の業務の開始の日
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第三十三条第二項各号に係る同条第一項各号に掲げる区分	日本全域及び外国	イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区本町一丁目四番八号	平成十二年六月十六日
（略）					

改正前

別表

名称	住所	指定の区分	業務区域	認定等の業務を行う事務所の所在地	認定等の業務の開始の日
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第三十三条第二項各号に係る同条第一項各号に掲げる区分	日本全域及び外国	イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号	平成十二年六月十六日
（略）					

附　則

この告示は、令和七年四月三十日から施行する。